

平成26年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年9月17日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 7 議案第44号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第46号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第47号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第49号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第14 議案第51号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）
- 第15 議案第52号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第53号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 同意第 3号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第18 同意第 4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

○出席議員（11名）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1番 森 淳 君 | 2番 金 木 直 文 君 |
| 3番 小 寺 光 一 君 | 4番 寺 沢 孝 毅 君 |
| 5番 船 本 秀 雄 君 | 6番 磯 野 直 君 |
| 7番 平 山 美 知 子 君 | 8番 橋 本 修 司 君 |
| 9番 駒 井 久 晃 君 | 10番 熊 谷 俊 幸 君 |
| 11番 室 田 憲 作 君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	舟橋泰博君
副町長	石川宏君
教育長	山口芳徳君
教育委員会委員長	大橋鉄夫君
監査委員	鈴木典生君
会計管理者	今野睦子君
総務課長	井上顕君
総務課長補佐	酒井峰高君
総務課主幹	丹羽浩二君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
総務課職員係長	棟方富輝君
財務課長	三浦義之君
財務課財政係長	葛西健二君
財務課税務係長	更科信輔君
町民課長	水上常男君
町民課主幹	豊島明彦君
町民課主幹	飯作昌巳君
福祉課長	熊木良美君
福祉課長補佐	更科滋子君
福祉課主幹	奥山洋美君
福祉課係長	門間憲一君
福祉課係長	藤井延佳君
福祉課係長	金丸貴典君
福祉課係長	村上達君
建設水道課長	安宅正夫君
建設水道課主幹	吉田吉信君
建設水道課主幹	石川隆一君
建設水道課主幹	笹浪満君
建設水道課主幹	三上敏文君
産業課長	江良貢君
産業課長補佐	鈴木繁君
産業課主幹	渡辺博樹君

産業課農政係長	佐々木 慎也 君
産 業 課	木 村 康 治 君
観光振興係長	大 平 良 治 君
産 業 課	
商工労働係長	
天売支所長	木 村 和 美 君
焼尻支所長	高 橋 伸 君
学校管理課長	春日井 征輝 君
学校管理課主幹	宮 崎 寧 大 君
学校管理課主幹	
兼 学 校 給 食	湊 正 子 君
センター所長	
社会教育課長	杉 沢 敏 隆 君
兼 公 民 館 長	永 原 裕 己 君
社会教育課長補佐	大 西 将 樹 君
社会教育係長	今 村 裕 之 君
社会教育係長	井 上 顯 君
農業委員会	
選挙管理委員会	
事務局	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤 岡 典 行 君
総 務 係 長	清 水 聡 志 君
書 記	逢 坂 信 吾 君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成26年第6回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成26年第6回町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年の夏は、全国的な異常気象となり、本町におきましても記録的な大雨被害となったところではありますが、9月も半ばを過ぎ、このところ日増しに秋の気配も強く感じられてきております。ここ数年増加傾向にありましたサンセットビーチの入り込み状況について、7月の連休が天候に恵まれたことなどから4年連続での増加となったところであり、今後における各種の観光事業にも大きく弾みがついたものと思っております。一方、実りの秋を迎える農作物につきましては、農業に携わる皆様のご努力もあり、大雨により被災した作物以外は全般的に順調に推移していると聞き、安堵いたしているところであります。なお、農作物等の生育状況と観光客の入り込みにつきましては、後ほどご報告申し上げます。

また、さきの臨時会におきまして報告させていただきました8月4日から5日にかけての大雨による農作物や土木被害等につきましては、現在国の災害復旧事業の採択となるべく関係機関の協力のもと早急に作業を進めており、被災箇所の日でも早い復旧に向けて対応してまいりたいと考えております。

さて、本議会は、私の4期16年間最後の定例会となります。この間議員の皆様には議会運営を初めとし、行政の執行に当たりましては機会あるごとに叱咤、また激励をいただき、さらには絶大なるご協力を賜り、おかげをもちまして行財政改革への取り組みや町の基盤づくりなどに全力を傾けることができました。ここに改めまして心より感謝と御礼を申し上げます。低迷を続けていた国の経済も明るい兆しが見えておりますが、我が町を初め地方においては景気の回復がなかなか感じられていない状況にあります。このような厳しい時代の中で、本町におきましては各種分野における重要課題も山積しており、ますます厳しい町政運営になるものと懸念しておりますが、今後におきましても住民と職員が一緒になり、まちづくりを進めていくことが重要であると考えているところであります。

最後となりますが、本定例会に提案しております案件は、財政の健全化に関する報告1件、議案として条例案6件、一部事務組合の規約変更1件、26年度補正予算案3件、同意として教育委員の任命1件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、諮問として人権

擁護委員の推薦1件、そして平成25年度各会計決算認定8件の合わせて22件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

10番 熊谷俊幸君 1番 森 淳君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

9月11日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、船本秀雄君。

○議会運営委員会委員長（船本秀雄君） 報告します。

9月11日、議会運営委員会を開催し、今定例会会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告1件、議案10件、同意2件、諮問1件、認定8件、発議3件、意見案3件、都合28件、加えて一般質問1名1件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から19日までの3日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問、報告、一般議案、補正予算、同意の後、諮問の審議をもって終了といたします。明18日は、平成25年度各会計決算認定の提案理由の説明を聴取した後、決算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、決算特別委員会を開催し、監査委員報告、各会計決算の内容説明を求めてから審議及び調査を行います。19日は、本会議に戻し、各会計決算認定及び発議、意見案の審議を行います。ただし、審議の進行状況によっては、18日中に本会議に戻す場合があります。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から9月19日までの3

日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(室田憲作君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席及び遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成25年度5月分及び平成26年度5月分から7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事項について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、寺沢孝毅君。

○総務産業常任委員会委員長(寺沢孝毅君)

平成26年 9月17日

羽幌町議会議長 室 田 憲 作 様

総務産業常任委員会
委員長 寺 沢 孝 毅

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成26年 7月23日

- (1) 公共施設マネジメント計画について
- (2) 役場庁舎の耐震診断結果について

平成26年 8月18日～19日

離島地区行政視察

- (1) 焼尻めん羊牧場の管理について
- (2) 離島振興について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会

委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることとします。

○議長（室田憲作君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、森淳君。

○文教厚生常任委員会委員長（森 淳君）

平成26年 9月17日

羽幌町議会議長 室 田 憲 作 様

文教厚生常任委員会
委員長 森 淳

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成26年 7月31日

- (1) 就学前施設のあり方について
- (2) 公園施設長寿命化計画について
- (3) 産業廃棄物処分場について

平成26年 8月25日～26日

離島地区行政視察

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることとします。

以上です。

○議長（室田憲作君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（室田憲作君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 最初に、水稲及び主要農作物の生育状況についてご報告を申し上げます。

気象経過の概要についてであります。7月まで気温は平年より高く、日照時間も5月以外は平年より多い状況で経過しております。降雨量は、5月から8月にかけて月を通して平年より多い状況にあり、8月4日から5日の豪雨では多くの農作物が被害を受けたところであります。生育状況については、播種作業が平年より早かったことや平均的に高温で作業も順調に進み、8月以降も高温で推移したため、豪雨により被災した作物以外全般的に順調に推移しております。

次に、9月1日現在の主な作物の生育状況について申し上げます。水稲は、田植えが平

年よりやや早く、その後の天候にも恵まれたことにより生育は一時かなり早まったものの、お盆明け以降の降雨により落ちつきを取り戻し、9月9日より収穫開始となったところがあります。作柄としては、いもち病などの水稻病害虫の被害はほぼ見られない状況にあり、平年並みの収量となる見込みとなっております。

秋まき小麦は、昨秋の播種作業が順調に終了し、平年より4日早い起生となり、融雪後は高温であったため幼穂の形成も2日早くなりました。その後の天候も順調であったため成熟期も2日早い状況となり、粒径はやや小さく、成分のたんぱく含有率が平年より高い傾向にある影響はありますが、品質としてはよい製品ができたところがあります。収穫量としては、圃場間での差の大きさはあるものの、全体収量では平年に比べ多くなっておりません。

大豆は、播種作業は平年並みに行われ、出芽も平年並みとなりました。気温も安定して高温であったことから生育は順調に進み、開花が平年より4日早まったことでさや数はほぼ平年並みで推移しております。

小豆は、播種作業は平年並みに行われ、出芽は平年より3日おくれでありましたが、その後の高温で生育は回復傾向となり、開花が平年より4日早まりました。生育量や登熟進度は、圃場間での差が見受けられますが、さや数については平年並みとなっております。

アスパラガスは、平年並みの開始となり、霜による被害もなかったことから収穫は順調に進みました。6月以降は少雨の影響で土壌水分が少なくなり、萌芽数も減ったため、やや早目の収穫終了となりましたが、収量は前年よりもやや多くなっております。

ミニトマトは、5月下旬より順次定植作業が進み、出荷は平年並みの7月中旬から始まり、収量についても平年並みで推移しておりますが、8月は降雨日が多くなり、湿度が高くなってきた影響により収穫量が徐々に減少している状況となっております。

以上、水稻及び主要農作物の生育状況についての報告といたします。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。初めに、離島地区についてご報告申し上げます。観光協会天売支部の主催により今年度で5回目となるウトウウオッチングを行う観光バスの割引券を観光客へ提供するウトウウエルカムデーに加え、新たに海底探勝船の割引券を提供する事業を行ったところ、ウトウウオッチングについては1人当たりの助成を500円から250円に減額して実施したものの、昨年と同様に2,000名が利用する結果となりました。しかし、海底探勝船については、観光シーズン途中でエンジンが故障し、改修を行いましたが、部品の手当てができず、約100名の利用にとどまっております。また、5月に予定しておりました天売島におけるフットパス事業は、しけによりフェリーが欠航したため事業が中止となり、天売ウニまつりについても悪天候によりフェリーが欠航するなど、大変厳しい状況となっております。このほか天売島ではスキューバダイビングやシーカヤックの事業化を模索するモニターツアーを実施し、体験観光メニューの造成に向けた取り組みを行っております。

焼尻島におきましては、観光協会焼尻支部で実施しておりましためん羊まつりを刷新し、

新たに結成した実行委員会による第1回目のサフォークまつりを開催しております。また、離島観光振興促進プロジェクト委員会の主催による焼尻島を丸ごと宝探しの会場として使用する宝探しイベントを7月21日から8月20日までの間で開催したところであります。新聞でも大きく取り上げられましたが、若者のグループや家族連れの参加割合が多く、当初目標をはるかに上回る約580名の参加をいただいたところであります。

今年で2年目となりました6月限定の高速船3割引利用者数は、対前年度比で401名増加している状況にあります。今後も旅行者のニーズを的確に捉え、効果的な施策を検討してまいりたいと思います。

次に、羽幌地区であります。特産品の甘エビを前面に押し出し、今年で4回目となりますはばろ甘エビまつりが6月28日、29日に開催されました。両日合わせて過去最高の人出でにぎわい、メインの甘エビは2日間で12トンを完売、多くの出店ブースで長蛇の列ができるなど地域経済にも大きな波及効果をもたらし、大盛況にて終了いたしました。

サンセットビーチでは、恒例の花火大会が開催されたほか、ビーチバレーボール大会が8月9日、10日に開催され、盛況のうちに終了しております。ビーチ全体の入り込みですが、天候にも恵まれ、過去6年間では最も多い約2万3,600名の入り込みとなっております。

このほか、補助事業として実施しております合宿誘致事業につきましては、新規、継続合わせて3団体が利用しております。今年で5年目となる札幌静修高等学校硬式野球部を初め、羽幌町での合宿は初めてとなる札幌北陵高等学校硬式野球部、稚内大谷高等学校女子バレーボール部の延べ418名が本制度を活用しております。野球部の合宿におきましては、8月2日、3日に地元羽幌高校を初め、札幌静修高校などの参加により第4回オロロンリーグ野球交流戦を開催し、道内屈指の強豪であります滝川西高校や稚内大谷高校も参加するなど、多くの町民が高校生のはつらつとしたプレーを観戦したところであります。また、札幌静修高校の皆さんにおかれましては、1日の休養日を設けて焼尻島へ渡り、環境美化の一環として清掃ボランティアを実施され、初めて島に渡る生徒も多く、羽幌町ならではの思い出づくりも体験していただいたところであります。

今後も羽幌町観光協会を初め、関係各機関と密接に連携し、地域に潤いと活力がもたらされる観光施策を柔軟かつ効果的に展開をし、羽幌町の魅力を伝えてまいりたいと考えております。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（室田憲作君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（室田憲作君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

2番、金木直文君、以上1名であります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 舟橋町政の評価とハートタウン町有化後の課題と題しまして質問をいたします。

舟橋町長におかれましては、今期任期中の最後の定例会となる本9月定例会に先立ち、先月次期町長選には出馬しないとの意向を表明されました。町長として在任された4期16年についての町長自身の評価や中心市街地問題を初めとするまちづくりの課題などについては、本年3月定例会の一般質問でも取り上げられていたところですが、その後ハートタウン町有化を決定させてからの今期限りの勇退表明となりました。これで任期を終えられるとすると、ハートタウンを町有化した町長との印象が強く残り、そのハートタウンを初めとする中心市街地問題は舟橋町政が残した宿題ともなるのではないのでしょうか。こうした一連の課題について以下質問をいたします。

1つ、本年3月定例会一般質問での答弁を踏まえて、さらにハートタウン問題及び中心市街地活性化に係る施策についてどう評価されているのでしょうか。

2つ、ハートタウンを初めとする中心市街地活性化に係る今後の課題をどう考えておりますでしょうか。

3つ目、ハートタウン町有化の事例に見るように町民や議会の間でも大きく意見が割れる問題について行政はどう対応すべきと考えるものでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 金木議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の中心市街地活性化に係る施策の評価についてであります。中心市街地活性化施策につきましては、中心市街地の空洞化による衰退が著しくなっていた商業環境を初め、疲弊する町の活性化には必要不可欠であることから、安心、快適な中心市街地のための環境整備、気のきいたサービスを誇る商業環境の整備、利便性が享受できる生活サービス、生活環境の充実を目標として推進してきたところであります。町が主体となり、実施予定でありましたハード事業について、関係機関との協議までとなりましたことや商業複合施設ハートタウンはぼろを核とした事業をTMOや商工会と連携しながら展開できなかったことにつきましては深く反省をいたすところであります。施設内にキーテナントが不在となっていた約2年間と今日の状況を顧みるとき、本施設が中心市街地の核として地域ににぎわいや活力を与えていることを改めて実感し、今後の活性化に向けて一定の成果があったものと考えております。

2点目の中心市街地活性化に係る今後の課題についてであります。中心市街地全体にどのようにしてにぎわいを波及させるかが重要な課題であると考えております。中心市街地のにぎわいは、以前に比べ取り戻せているものの、人の流れにつきましては狭い範囲に限られているようにも感じております。中心市街地を活性化させるためには、点だけではなく線や面での集客を考える必要があります。町なかに戻った人の流れを周辺商店街にも

広げ、さまざまな個店にも波及させるため、今以上に商工会を初め各商店街とも連携し、一過性の事業だけではなく、長期的な事業を継続的に実施するなど、年間を通して町なか
に人の流れを生み出す取り組みを積極的に推進することにより活性化が図られるものと考え
ております。

3点目の意見が割れる問題での行政の対応についてであります。これまでもさまざまな
課題や懸案事項があった中、私の行財政運営の基本スタンスである町民と目線を同じく
し、町民と情報の共有と対話によるまちづくりを追求してきたところであり、議会はもと
より協働のまちづくりとして行政への積極的な町民参加を促進するための町政懇談会やふ
れあいトーク、各種行事での貴重なご意見や数々の要望、また各種計画作成時における委
員会など企画段階からご参加いただく機会の提供に努めてきており、町民との直接対話の
中から施策の方向を考え、実行する姿勢は今も全く変わっておりません。しかし、個々の
価値観やニーズが多様化する現代社会において多数の町民からご同意をいただけることが
困難な場合もありますが、間接民主制をとる現在の地方自治制度を鑑みますと、最終的な
判断については今後におきましても議会において決定していただくことが望ましいと考え
ております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問をさせていただきます。

16年前に町長は、民間出身の町長誕生ということで大いに期待されてスタートをした
と伺っております。当時私はまだ羽幌には戻ってきておりませんでした。私は、町長の2
期目のときからのかかわりということになります。途中落選をしていた時期もありますが、
12年間の舟橋町政とかかわってきたこととなりますが、私は議員としては是は是と、非
は非と、当然であります。議員就任1年目から反対を申し上げたということもありまし
た。特にこの4期目では大きな課題が2つありました。認定こども園の建設と、それから
ハートタウン町有化の事業と、この大きな事業2つにかかわって、非常に大問題であり
ましたから、それまでの町長の功績も何か一遍に吹き飛んでしまったといった感を私は持っ
ております。この点では非常に残念と感じざるを得ません。

答弁の中では、ハートタウン1階にキーテナントが入ったことで地域ににぎわいや活力
を感じていると、一定の成果があったというふうに評価をされております。確かに印象的、
感覚的にはそう思えますけれども、その一方で他のスーパーや小売店では売り上げが落ち
たと聞いています。また、キーテナントとして出店をしたところでも当初の売り上げ目標
には届いていないということも漏れ聞こえているところでもあります。こういったことも含
めたところでは、町長自身はどう評価されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 今金木議員の現実にはそういうことになっていない、売り上げも

含めた中でなっていないということでもあります。正式に正確には数字的に何も調査はしていないというか、それこそやはり漏れ聞くということではかないという状況の中で見た目、感じ取った目で今回答弁しております。そういった意味ではそれ以上の何物もないというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この時期になって改めて調査をとすることを町長に申しあげてももう時間はなくなってしまいますけれども、町行政としてはこの問題は一貫してまだこれから続くわけですから、当然必要な調査は行うべきであろうと思います。そういったことも含めて、3月の定例会でも町有化のための税金を投入することによって税収が上がるとか雇用がふえるとか、ひいては町の財政のためになるのだというようなやりとりもあつたと思いますが、果たして本当にそうなのかどうか、そうだったかどうかをどこかの時点でやはり検証していくことが必要だと思いますが、それは今後の課題という中でも触れていきたいと思いますが、この時点でもしお答えあればお願いします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 議員がおっしゃられるとおり、やはり物事の大きな変化の中で今後、いろんな経緯があつた中での取り組みだとか残された課題というものもありますし、そういった意味ではより我々が求める活性化というその方向性を求めるためにもその内容を精査、また調査等必要かというふうに思っております。これからの質問に出てくるのかもしれないけれども、いわゆる活性化への振興策への取り組みということの中での一つの大きな作業になろうかというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それで、今後まだ残されている課題、今の町長の答弁では細かな点については答弁はされておられませんけれども、ざっと思いつく問題を取り上げながら、ちょっとやりとりをしていきたいと思つています。時間にも限りがありますから、時計を見ながらの質問ということになります。今年の7月末にハートタウンはぼろの利用計画についてというチラシ、表裏A4判1枚のチラシが町内回覧で回されました。この中に明記された入居テナント賃貸料の格差、これに非常に驚きの声が出たと思つています。あるテナントは月23万、またあるテナントでは111万という数字が一目瞭然に記されていたわけですから、非常に驚きの声、こんな状況だったのかということだったと思つていますが、このチラシの一番最後に本施設及びこのチラシに係るお問い合わせは下記までというふうにも印刷されていました。実際問い合わせや意見など町民、住民からあつたのかどうか、どのぐらいあつたのか、もしあればその内容も教えていただきたいと思つています。

○議長（室田憲作君） 産業課商工労働係長、大平良治君。

○産業課商工労働係長（大平良治君） お答えいたします。

チラシ配布後私どものほうでお電話を受けたのが1件ございます。ただ、1件につきまして受けた段階でまだ手元に賃料の書いてあるチラシが届いていないのだけれども、ち

またでうわさになっているその金額の格差というのは本当なのだろうかというお問い合わせが1件ございました。私のほうで受けているのは、その1件でございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） なかなか、かといって何十件も何百件もという、そういう考えにならないという住民も多いと、わざわざ電話までする必要もないと思うのかもしれませんが。ただ、私の周りでは非常に驚きというのでしょうか、こんな状況でいいのかという意味の声が多数あったということをお伝えしたいと思います。

それで、町有化になった後は、ではこういった問題をどうするのかと。3年後の契約更新というふうにも言われています。そのときまでにはまた何らかの動き、話し合いがなされるというふうにも言われていますけれども、そんな3年後まで悠長に待っていていいものではないと思うのですが、今すぐにも協議なり、検討なり必要ではないのでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 質問にお答えします。

今のテナント料の関係ですけれども、基本的には今まで説明してきたとおり従前の会社の契約を町が引き継いでいるという状況であります。今後につきましてですけれども、いろいろ町としても基本的にテナント料の再算定等々については検証していくというようなことも説明しておりますし、そういう意味で今後それぞれのテナントとそれぞれの単価契約等々については交渉をしていくという形になるかというふうに思っております。ただ、契約期間が3年、最短3年ということですので、その3年以内にテナント料が改定になるかどうかというのは、その契約の趣旨からいいますとなかなか難しいかなというふうに思っております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 率直な疑問としてお聞きしたいと思います。賃貸料、月です、高いところがあり、低いところがあり、非常にアンバランス、公平さに欠いている、誰が見ても思うところだと思えます。もしも高いところがうちはもっと低くしてくれとかいうような要請、要望などが来た場合には当然話し合うのだろうと思えます。既にそういうような動きとかはないものなのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） お答えします。

現状のテナント料の改定等々についてそれぞれテナントからそういう要請とかというのは今のところありません。ただ、町としては、それぞれテナントには今後3年をめぐりに基準となるテナント料を示しながら交渉をしていくという説明をしておりますので、それを前提にして現状そういう問い合わせがないかなというふうに判断しております。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 恐らくこの問題は、議会内でも大いに割れた問題ですから、今すぐにでもやるべきだという議員もいれば、ちょっと落ちつくまで、そんなすぐ協議なんか必要ないのではないかという議員もおられるのかもしれませんが。ただ、ちょうど町長選挙も控えていますから、そういった時期から今協議すべきなのかどうかということはひとつおいたとしても、町行政としては迅速な対応ということをぜひお願いしたいと。私個人としては、引き続き特別委員会のほうでこうした問題を取り上げていくべきだというふうに考えているということも表明させていただきたいと思います。

それから、最近土地の問題も聞こえてきます。ハートタウンの土地で今まだ個人所有となっている部分、これを町で買い取る準備を進めているというふうに聞いています。実際どういうところなのか、どういう状況なのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 土地については、2名の所有者がおりまして、現在交渉中ということで、将来購入ということ为前提に交渉をしているという段階であります。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） これまでの議会、委員会の中でも地権者がまだ2名いるという事実は聞いておりました。ただ、それを今すぐ買い取るのかどうかという説明まではなかったと私は記憶しています。それよりも町有化、施設、土地、今ハートタウンが持っている部分の買い取りをする、しないということであって、残された個人の土地、所有者についての問題はちょっと後回しになっていたのかなと。私もこの問題ちょっと気になっていました。町で買ったなら当然残っている土地も全部町で買おうということなのか、買ってこれと言ってくるのか、恐らくこういう問題も出てくるだろうなということは薄々考えておりました。現在交渉中だということですが、地権者のほうから買い取りを持ちかけられたのか、町からぜひ買いたいというふうに持ちかけていったのか、その辺の状況はいかがですか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良貢君） 実は、旭川の地権者の方でありますけれども、今回の町有化に関しまして賃貸借契約の更新で旭川に出向いていろいろ話をした中で、従前はハートタウンの会社とは賃貸借契約ということで公正証書を交わして、長期の契約だったのですけれども、今回町が引き継ぐ形になって、契約の交渉している中で、そろそろその土地についても町が買ってくれるのであればみたいな話が出たものですから、それであれば町としてももともと借地の部分で公共施設というわけにもいきませんので、将来的に購入予定で

ありましたから、そういう意味では今後その土地についての購入について検討を町としても進めているという状況であります。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 旭川のほうの地権者の状況はわかりました。もう一人地権者がいると思いますが、そちらのほうとも交渉はしているのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） もう一人の地権者については、これからの交渉ということで考えております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） これからのことというお答えですが、そうであればそうかとも思いますが、もう一人のその地権者というのは、既に新聞等でも報道されておりますけれども、ハートタウン側の連帯保証人であった人だと思っておりますが、この施設、ハートタウンの施設そのものはやはり多額の補助金を使って建てた建物であって、今回買い取りに際しては町からの補助分は差引いたという形ですけれども、国や道の補助金をまだ多額に残したままの、残したといいますか、そういったものを使って建てた物件をハートタウン側に支払ったと。ですから、連帯保証人、連帯保証責任を免れたという形であることは誰も否認しないと私は思います。ですから、これからその人と話し合うのであれば、土地の無償譲渡も含めて低価格での譲渡を持ちかけると、そういった方向も持った上での交渉、話し合いというふうに考えるべきではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 土地の購入については、いろんな形があろうかと思いますが、相手もありますので、その方との交渉の中身によって議員の言った選択肢も踏まえながら、交渉を進めていきたいと思っています。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それから、もう一つ、今回の定例会の補正予算案の中にハートタウンが借り受けたふるさと財団からの融資分の償還金が計上されていると、これも新聞報道されております。ハートタウンが借り受けたいろんな融資があっただろうと思います。そういう各種融資の返済は現在どうなっているのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） この協調融資等々につきましては、会社側が借り入れたもの

でありますけれども、それについては返済は終わっているというふうには聞いております。書面で確認したわけではないので、一応話としてはそういう形で伺っております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それで、ただいま申し上げた今回の補正予算の中身についてですが、これは午後からの一般議案の中でやりとりもできますから、ここでは細かいことはお聞きしませんけれども、数字を見ますと1,552万円が歳入として入っていて、償還分が2,250万というふうになっています。これの出どころです。ハートタウンがどこから捻出したのか。1億5,400万の中なのか、それ以外から捻出したものなのか、その辺はどう押さえたらいいのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 今回補正上げている中で、そこで予算の中で改めて説明はいたしますけれども、今おっしゃられた中身ですと、まず制度の中身を説明しないとちょっと理解できないのではないかと思います。若干制度の中身説明させてもらってもよろしいですか。

ふるさと財団という中身あるのですけれども、地域振興を目的とした貸付制度であります。一般財団法人ということでの地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団です。ここに自治体が地域総合整備事業債という借入額を起こして、その財団に貸し付けると。それを原資として民間が地域総合整備資金という借り入れを行うということであります。償還については、それぞれ償還の中身が違いますから金額は一致しておりません。この中で償還額が羽幌町のほうにふるさと財団を経由して戻ってくるお金と羽幌町が償還する額と異なりますので、今回2,250万円の元金償還をした中での原資1,552万円という諸収入の中でありまして、それを不足する分としては初めに戻ってきた減債基金に積み上げてきたお金を充てて、合わせて返していると。ですから、最終的には償還額イコールになるということがございます。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今伺った中ではちょっとすっかり理解できません。改めて補正の中でもお聞きしたいと思います。

もう一つ、結局町が買い取った1億5,400万の使われ方がどうだったのかと。今回収入として入ってきた中になるのかどうかというのをお聞きしたかったのですけれども、またそのほかにハートタウン最初の資本金6,000万のうち町は2,000万を出資し

ていたと。この資本金は現在どうなっているのかということですが、現在、現状をお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 現在ハートタウンはぼろの会社の資金といいましょうか、聞いているところによりますと大体500万程度が資金としてあるというふうに伺っております。資本金の関係については、当然6,000万ですから、その中からというか、残務として500万程度が今あるというような形で伺っております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 残が500万ということは、ではもう既に5,500万ほどは使われたということですね。違ったら後で違うと言ってください。今の説明だと私はそういうふうに理解しました。となると、町出資の2,000万についてもやはり町民に知らせなければ、言いつらいことは言わない、知らせたくないことは知らせないということでは非常に問題が大きくなるだろうと。こういった問題がもしあるのであれば、引き続き私は特別委員会等で明らかにしていきたいと思います。

それで……時間はまだいいですか。

○議長（室田憲作君） まとめてください。

○2番（金木直文君） 意見が割れるような問題で、今回何回も5対5、5対5、5対5となったわけですがけれども、幾ら議会だから賛成もあれば反対もあるとはいっても、やはりこういうようなことはしたくないといいますか、避けたいと。できるならば大多数の一致で可決するなりという方向に持っていくのが地方自治では大変大切なことではないかなと私は思います。そこで、最終的な判断は議会であっても、やはり住民の意見や声を無視して議会で決定をするなんていうことも絶対あってはならないと私は考えています。間接民主制とはいえども、その中であっても可能な限り情報の共有だとか住民の参加だとか協働、町長が盛んにおっしゃっておられます協働の立場を貫くということであれば、今回の問題についての対応の仕方まだまだまずい面があったのではないかと私は思います。

ただ、かといってどんなことができたのか。期間も限られていた、期間が限られていたとはいってもほぼ1年ぐらい、去年の6月、7月ごろから出てきた問題ですから、1年間はかかったわけですから、1年あればいろいろ住民も巻き込んだ協議会なり、検討会なりできたのではないかと。議会でも何回もやりましたけれども、そういったことをなぜできなかったかということを考えると、住民の自治を大切にして、重要だと考えている町では自治基本条例だとかまちづくり基本条例だとかというものを設けて、できる限り町民が参加、町民参加型の意味決定、あるいは情報提供といったものを考えているところもあると思います。4年前の町長選挙のときにもたしかこういった問題ちらっと表面に出てきたときもあったと思いますが、こういった住民基本条例、まちづくり基本条例をつくりながら、さらに住民みんなで検討していくということが必要ではないかと思いますが、その点についてお考えあればお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 今金木議員のおっしゃられた住民自治というか、住民のまちづくりに対するいろんな取り組み方、そのまたプロセスもありますし、いろんな状況の中で基本的な条例の制定だとかということも論議になってきたところではあります。今回の話は、金木議員が今おっしゃられたとおり、時間的なことや何やらでいろいろとあった中で我々としての取り組み、そして我々と議会との取り組みの中で最終的に結果を出したものだというふうに思います。確かに住民投票ということでもいろいろな過去を調べてみた経緯もありました。いわゆる拘束力あるものでもないのですけれども、それをつくるためのいろんな議会での論議と、条例をつくるためのということから始まるという基本的な流れがあります。拘束力もない、そしてまた過去合併絡みだとかいろんなことの中でさまざまな制約をつけながら住民投票だとかということの取り組みも事例としては本当にいろいろあります。そういった意味では、住民参加というところとその住民の意思の考えの取り込み方というか、捉え方というものについても非常に難しいものもあるというふうに思います。ただ、基本的には基本条例のごとくやはり住民の方々の行政参加というか、そういうものを促すための取り組みと、それが条例なのかどうなのかは別問題にしても、そういう体制なり、考え方なりを議会も行政も一緒になって強く持つことが大切なのかなというふうに思っております。

○議長（室田憲作君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第5号

○議長（室田憲作君） 日程第6、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年9月17日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率でございますが、①、実質赤字比率については一般会計の実質的な赤字が町税等の財源規模に対してどの程度の割合かを示すものですが、羽幌町は黒字であり、比率としては出ないことになります。

②、連結実質赤字比率については、一般会計に特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計を加えたものであり、これについても黒字であり、比率としては出ないことになります。

③、実質公債費比率については、公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度の平均値ですが、11.4%であり、早期健全化基準の25%を下回っております。前年度は12.2%で、0.8%減少しており、その要因は公債費の元利償還金の減少に伴うものでございます。

④、将来負担比率については、一般会計などの借入金や将来支払う可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したもので、前年度は5.4%でしたが、地方債現在高の減少により今年は比率としては出ておりません。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることをあらわしています。

2、公営企業会計に係る資金不足比率については、①、水道事業会計、②、簡易水道事業特別会計、③、下水道事業特別会計、④、港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることをあらわしています。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから報告第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第44号～議案第47号

○議長（室田憲作君） 日程第7、議案第44号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第45号 職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例、日程第 9、議案第 4 6 号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第 1 0、議案第 4 7 号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、以上 4 件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第 4 4 号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成 2 6 年 9 月 1 7 日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

それでは、資料 1、新旧対照表をごらん願います。改正箇所には現行及び改正案に下線を表示しておりますが、第 1 条の改正はこの条例の根拠となる法律、地方公務員法の第 2 4 条第 6 項、内容は職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるであります。これが第 2 4 条第 5 項に繰り上げとなったため、条例第 1 条の引用条文を改正するものであります。

それでは、条文を朗読いたします。

羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年羽幌町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

附則、この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 3 4 号）の施行の日から施行する。

以上であります。

それでは、続いて上程されました議案第 4 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成 2 6 年 9 月 1 7 日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正及び行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の全部改正に伴い、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

それでは、資料 2、新旧対照表をごらん願います。改正箇所には現行及び改正案に下線を表示しておりますが、初めに第 1 条の改正は議案第 4 4 号と同様にこの条例の根拠となる法律、地方公務員法の第 2 4 条第 6 項、内容は職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるであります。これが第 2 4 条第 5 項に繰り上げとなったため、条例第 1 条の引用条文を改正するものであります。

次に、第 1 7 条の 3 については、期末手当の支給を一時差しとめる処分を受けた者に係

る行政不服審査法に規定する期間についての条文であります、この法律が全部改正となったため、条例第17条の3第2項中にあります引用条文を改正するものであります。

それでは、条文を朗読いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和26年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第17条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条又は第54条」に改める。

附則、この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日から施行する。ただし、第17条の3の規定は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

以上であります。

それでは、続いて上程されました議案第46号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成26年9月17日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

それでは、資料3、新旧対照表をごらん願います。改正箇所には現行及び改正案に下線を表示しておりますが、第1条の改正は議案第44号及び議案第45号と同様にこの条例の根拠となる法律、地方公務員法の第24条第6項、内容は職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるであります、これが第24条第5項に繰り上げとなったため、条例第1条の引用条文を改正するものであります。

それでは、条文を朗読いたします。

羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（昭和27年羽幌町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則、この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日から施行する。

以上であります。

それでは、続いて上程されました議案第47号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成26年9月17日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に

に伴い、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

それでは、資料4、新旧対照表をごらん願います。改正箇所には現行及び改正案に下線を表示しておりますが、第1条の改正は議案第44号、議案第45号、議案第46号と同様にこの条例の根拠となる法律、地方公務員法の第24条第6項、内容は職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるであります、これが第24条第5項に繰り上げとなったため、条例第1条の引用条文を改正するものであります。

それでは、条文を朗読いたします。

羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町職員の旅費に関する条例（昭和32年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則、この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（室田憲作君） これから議案第44号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長(室田憲作君) 日程第11、議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) ただいま上程されました議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成26年9月17日、羽幌町長。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)の公

布に伴い、中低所得層の保険税負担が増大しないように後期高齢者支援金及び介護納付金に係る賦課限度額を引き上げ、税財源の確保をするため改正しようとするものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる改正で、後期高齢者支援金等課税額を14万円から16万円に、介護納付金課税額を12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げるものでございます。これにより基礎課税額51万円を含めた課税限度額は現行の77万円から81万円となりますが、この改正は平成23年度改正以後の改正となるものでございます。

それでは、改正条文を読み上げます。

羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今回のこの引き上げの対象となる世帯数、羽幌で何世帯ぐらいが対象となるのか、年間収入幾らぐらい以上の収入の世帯が対象となるのかお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 限度額超過世帯ということで、基礎分については変わりませんが、26年度で56世帯が対象となっております。後期高齢者関連分の限度額超過世帯は72世帯であります。介護分につきましては、現在60世帯という方が対象になっております。前回引き上げた際にはおよそ8から10世帯が対象となっておりまして、予定としては27年度の所得に応じて対応となることから10世帯弱程度が該当になるものと予想されます。

それから、もう一つの限度額の基準であります。それについてはちょっと今手元に持ち合わせておりませんので、後で説明をさせていただきます。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長(室田憲作君) 日程第12、議案第49号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、水上常男君。

○町民課長(水上常男君) ただいま上程されました議案第49号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成26年9月17日提出、羽幌町長。

提案理由であります。寿町団地の単独住宅2棟2戸を用途廃止するため改正しようとするものであります。

廃止しようとする住宅は、昭和46年に建築された木造平家の建物で、老朽化が著しく、用途廃止しようとするものであります。

改正条文を読み上げます。

羽幌町単独住宅管理条例(平成22年羽幌町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 寿町団地の項を削る。

別表第2 寿町団地の項を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから議案第49号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長(室田憲作君) 日程第13、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長(井上 顕君) それでは、ただいま上程されました議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成26年9月17日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、北海道市町村職員退職手当組合から北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

この組合は、本町も加入しております職員の退職手当事務を行っている一部事務組合であります。今般当該組合を組織する構成団体に根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約にあります別表の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(根室)の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時00分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎答弁保留の件

○議長(室田憲作君) 先ほど金木議員から質問のありました事項のうち答弁保留のあった事項について再答弁の申し入れがありますので、これを許します。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) 先ほど金木議員から国民健康保険税の賦課限度額の関連で2万円引き上げるということで後期高齢者、それから介護納付金関連で所得についてはどれぐらいの方がどれぐらいの額で該当になるのかということでご質問がありました。まず、いろんな世帯の状況で変わってきますけれども、モデルケースということで答えさせていただきます。

まず、後期高齢者でありますと75歳で夫婦2人世帯ということで想定いたしました。この場合は、均等割ということで1人7,000円、それから平等割ということで1世帯7,000円かかります。それから、持ち家があるという仮定で年間固定資産税が5万円程度かかるということで、資産割につきましては12%を乗じております。こういうモデルケースの場合ですと、後期高齢者の場合給与収入で換算いたしますと現行741万円程度で限度額に達すると。これが2万円引き上げることによって約100万円アップ、842万円の方が限度額に該当するという状況になります。

それから、介護保険で申しますと、介護保険の場合は税率が均等割ということでお一人8,000円、それから平等割ということで1世帯8,000円、これは40歳の夫婦2

人ということで仮定しております。資産割も持ち家があるという仮定で年間5万円の固定資産税がかかるということで資産割10%、これを例に換算いたしますと、介護の場合は給与収入に換算いたしますと651万円、これが2万円アップすることによって758万円程度まで引き上がるというような状況になっております。

以上でございます。

◎議案第51号～議案第53号

○議長（室田憲作君） 日程第14、議案第51号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）、日程第15、議案第52号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第53号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ただいま提案となりました平成26年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,493万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,665万6,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出において2款総務費、財産管理費において公共施設マネジメント計画策定業務委託料920万円の補正は、公共施設及び道路、橋梁、上下水道のインフラ整備について今後のあり方を明確にするための公共施設白書の作成及び基本方針作成を委託するもので、平成26年度から3カ年で実施する継続事業でございます。財源につきましては、事業費の2分の1が特別交付税で措置されることとなります。

次に、3款民生費、社会福祉費において地域福祉基金積立金1,000万円の補正は、地域福祉向上を目的とした町民からの寄附金を地域福祉基金に積み立てるものでございます。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において予防接種委託料653万9,000円の補正は、インフルエンザ等の各種予防接種委託料の単価増加や二種混合予防接種の追加、高齢者肺炎球菌予防接種の定期化に伴う対象者増加、予防接種法改正により10月から定期化された水ぼうそうの予防接種費用ですが、単価につきましては委託先である道立病院等の単価改正によるものでございます。財源につきましては、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌予防接種で3割、その他の予防接種で9割が交付税措置されることとなります。

次に、6款農林水産業費、畜産業費において焼尻めん羊牧場看視舎改修工事請負費234万8,000円の補正は、昭和63年建築の看視舎屋根が老朽化によりさび、穴があいて雨漏りする状態からコーキング等で応急処置しておりましたが、老朽化が激しく全面的に張りかえるものでございます。財源につきましては、一般財源を充てております。

次に、12款公債費において元金償還金2,250万円の補正は、地域総合整備事業債の一括繰上償還に伴うものでございます。財源につきましては、歳入において18款繰入金、減債基金繰入金698万円と20款諸収入において地域総合整備資金貸付金元金1,552万円を充てております。

今回補正をいたします財源でございますが、それぞれの事業に対し歳入予算に計上している特定財源のほか、借入額が確定した臨時財政対策債630万4,000円と不足いたします1,472万円につきましては繰越金を充てております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ645万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,945万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で1款総務費において国保連合会負担金10万2,000円の増額補正は、国保保険者ネットワーク負担金の確定に伴うものでございます。

3款後期高齢者支援金等において後期高齢者支援金159万9,000円の増額補正は、支援金の確定に伴うものでございます。

4款前期高齢者納付金等において前期高齢者納付金2万6,000円の減額補正は、納付金の確定に伴うものでございます。

6款介護納付金において介護納付金34万1,000円の減額補正は、納付金の確定に伴うものでございます。

8款保健事業費において予防接種委託料67万6,000円の増額補正は、国民健康保険被保険者分の各種予防接種委託料単価の増額によるものでございます。

9款諸支出金において療養給付費交付金返還金373万1,000円の増額補正は、前年度退職医療の療養給付費交付金の確定に伴うものでございます。同じく特定健康診査、保健指導負担金精算還付金71万2,000円の増額補正は、事業の確定に伴う還付金でございます。

歳入で4款前期高齢者交付金において前期高齢者交付金654万5,000円の増額補正は、交付金の確定に伴うものでございます。

8款繰入金において国民健康保険給付費等支払準備基金繰入金158万2,000円の減額補正は、歳入及び歳出予算の調整に基づくものでございます。同じく一般会計繰入金149万円の増額補正は、事務費及び保健事業費分の繰り入れでございます。

以上で国民健康保険事業特別会計を終わり、次に介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ201万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,201万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、保険事業勘定において平成25年度の介護保険給付費確定に伴う公費負担分の精算で、歳出、4款諸支出金において介護給付費返還金201万8,0

00円の増額補正をしております。

財源につきましては、介護保険給付費等準備基金繰入金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

12ページをお開き願います。一般会計、歳出でございますが、2款総務費、財産管理費において手数料1万1,000円の補正は、地域総合整備事業債の一括繰上償還に伴う金融機関への手数料でございます。同じく財産管理費において特別旅費8万4,000円の補正は、公共施設マネジメント計画策定に伴う職員の打ち合わせ旅費でございます。

同じく電気受託事業費において普通旅費12万9,000円と研修負担金1万2,000円の補正は、離島電気受託事業実施に当たって必要となる電気取り扱い関連の研修がふえたことによる研修旅費でございます。財源につきましては、全額受託事業分として収入されることとなります。

3款民生費、社会福祉費において障がい者自立支援給付費道費負担金返還金11万2,000円と障がい児施設措置費給付費等国庫負担金返還金9万円、障がい児施設措置費給付費等道費負担金返還金3万2,000円の補正は、いずれも前年度負担金の確定に伴う返還金でございます。同じく国民健康保険事業特別会計繰出金149万円の補正は、国民健康保険事業への事務費及び保健事業費分の繰出金でございます。

14ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費において道立羽幌病院職員公宅横フェンス設置工事請負費90万8,000円の補正は、ドクターヘリ用ヘリポートにおいてヘリの離着陸時における砂じん等を防ぐため、隣接している道立羽幌病院職員公宅に防護フェンスを設置するものでございます。

同じく健康センター運営費において印刷製本費4万8,000円の補正は、予防接種の制度改正により対象者が増加となったことから予診票を印刷するものでございます。

5款労働費、労働諸費において光熱水費18万6,000円の補正は、勤労青少年ホームの水道メーターを公民館から分離し、単独にしたことによる水道料金でございます。同じく修繕料8万2,000円の補正は、勤労者研修センター外壁に亀裂が入ったことから、応急措置としてコーキング補修するためのものでございます。

16ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業振興費において特別旅費2万9,000円と消耗品費24万円の補正は、離農者等の農地を担い手農業者へ集積することを目的とした農地基盤強化事業の周知、調整等を農地中間管理機構から受託したことに伴うものでございます。財源につきましては、26万7,000円を受託料で、残り2,000円は一般財源を充てております。

10款教育費、事務局費において羽幌町教育施設整備基金積立金2,000円の補正は、

当該基金の預金利子が当初見込み額を超過したため積み立て額を増額するものでございます。

同じく学校管理費において修繕料68万8,000円の補正は、天売高等学校の水産学習に必要な缶詰機械が故障し、今後のサケ缶作成に支障があることから修繕するものでございます。

同じく教育振興費において普通旅費20万3,000円の補正は、天売高等学校の生徒を確保するため町内及び周辺自治体の中学校に対してPRを行う旅費と生徒募集に関して天売島民の意識を確認するため意見聴取や意見交換を行うための旅費でございます。

19ページをお開き願います。公共施設マネジメント計画策定業務委託事業の継続費に関する調書でございます。本年度は、先ほど説明したとおり、白書作成等で920万円、平成27年度は基本方針完成やマネジメント計画作成で470万円、平成28年度はマネジメント計画完成で90万円、総額1,480万円となっております。

戻って11ページをお開き願います。歳入の雑入において市町村振興協会交付金100万円の補正は、当初予算で計上していた焼尻島魅力再発見事業等について交付決定されたことによる補正でございます。

以上、補正内容についての説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第51号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 14ページの衛生費について質問をしたいと思います。

道立羽幌病院の公宅横のフェンス設置、これはドクターヘリの離発着による砂じん防御という説明でございますけれども、具体的にヘリが着陸したり、あるいは飛び立ったりするときの風圧によりそういう砂じん等が住宅のほうに行くということを防ぐためのものだというふうに思われますが、これまでどのような支障があったのかもちょっと具体的に教えていただけますか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） 答えいたします。

ドクターヘリにつきましては、運用が平成24年の12月から行われておりまして、年間約7件程度、26年度については7件、それから25年度には4件ほど当該ヘリポート

を使っての患者輸送が行われております。それで、今回このフェンスの設置につきまして、道立病院側から住宅地並びにその前に駐車スペースを確保したことによりまして車等への傷、砂じん等によります傷が心配されることからフェンスをつけていただきたいというようなことの要請がありました。そういうことからうちのほうで現状を確認し、高さ1.8メートル、延長が9メートルのフェンスを設置するものでございます。現在のところ車に被害をこうむったということはないのですが、要望を受け、運用状況を勘案したことによりましてフェンスを設置するものであります。

以上です。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 内容については理解いたしました。

離島地区にも同じようにヘリポートがございまして、ドクターヘリ、それ以外の例えば自衛隊のヘリとか、あるいは道の防災ヘリとか救急搬送のために活用されているヘリポートがあるのですが、その隣接する住宅から同じように小石が飛んできて、そして窓ガラスにひび、私が確認したところちょっとした傷なのですけれども、入ったので、何とかありませんかという相談がありました。これは、調査の結果ヘリコプターの離発着によるものかどうか確認がとれなかったわけですけれども、そういった要望もこれよりも先にあったわけです。その辺との整合性といいますか、片や道立羽幌病院では要望があって速やかにこういったフェンスを設置する。民間の住宅から要望があったにもかかわらず、そういった防じん壁なるものは設置しない。この辺についてどういうふうに整合性を持たせるかという点にちょっと質問をしたいというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） 天売、焼尻、離島地区のヘリポートの状況については、ちょっと私のほうでは発言を差し控えたいと思うのですが、道立病院の関係につきましてはヘリポートと非常に隣接している施設であるというようなことから、ヘリポート整備当初は砂じん等はそれほど舞い上がらなかったというようなことなのですが、近年年数の経過とともに、また季節的にも非常に砂じんが飛ぶというような状況においてうちのほうは設置が必要だというようなことから設置したものであります。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 今の答えでは答弁にはなっていないというふうに思います。この件については、総務課長、実際天売島の現場の担当の窓口をされておりました。この予算化と天売の事案についての整合性について何かありましたらお答え願いたいというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） 私のほうの所管の関係出てきましたので、私からお答えしたいと思います。

まず、寺沢議員言われたとおり、天売島でそういう事案があったものですから、昨年で

したか、調査をしました。それで、そういう小石が飛んだということで、天売のヘリポートの最初ドクターヘリではないかということでいろいろ疑問もあったのですが、その後ドクターヘリを含めまして、通常的大型ヘリも含めまして何回か飛来したときにそういった事実が確認できなかったということで、一応現地の支所長も立ち会いの上、そういう結果に至ったというのは先ほど議員言われたとおりです。今道立病院との整合性の話も出てきましたが、恐らく距離的なものも違うだろうし、そういった部分も違うのかなということで、私はそこははっきり整理はつかないのですが、ただ私の所管の天売、焼尻に関しましては、はっきり例えばその飛来したヘリコプターによる被害だという部分が確認がとれていない状況の中で、なかなか今は動きづらいというのが実態でございます。それと、ヘリポートを天売、焼尻に開設してからかなり時間もたっていると思います。それで、私も現地、天売の支所長やった経過もあります、今までそういった声の一つもなかったのが現実なのです。それで、いろんな要因も考えられましたが、今後そういうことがあればまたどういことが原因なのか調査していかなければならないなということで考えておりましたが、今回そういう質問出ましたので、若干その辺のリンクはとれていないのかもしれませんが、私の考え方はそういうふうに今思っています。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 福祉課長の答弁でも特にこれまで車に傷が入ったとか、住宅に傷が入ったとかそういう事案はないというお話でした。福祉課、それから総務課、それぞれ所管が違うわけですがけれども、連携をとることによってやはりそれぞれ公平、公正に施策をするという立場でもうちょっときちっとした答弁ができるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺を今後ぜひ整理していただいて、片やには整備ができて、片やには整備ができないというようなことが起きないようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。これは、町長もしくは副町長のほうからでもそういった点について答弁いただければと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 今各所管が違うということでの答弁の食い違いがありました。確かに天売は、今回行政視察で行ったときにその部分について説明を受けたものでもありません。そういうことも含めて、各所管等食い違いのないようにこれから整理をしながら取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎同意第3号

○議長（室田憲作君） 日程第17、同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 提案理由の説明に入る前に、皆様方に議案のほうへお書き入れを

願いたいと思います。

住所、苫前郡羽幌町南町37番地の74、氏名、米谷日登美、生年月日、昭和33年7月26日生まれ、56歳。

それでは、同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現委員であります大橋鉄夫氏が平成26年10月15日付をもちまして任期満了となることから、新たに米谷日登美氏の人格、識見のもと教育行政にご尽力をいただきたいということで、教育委員会委員としてご同意賜りたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎同意第4号

○議長（室田憲作君） 日程第18、同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町緑町59番地の1、氏名、茶谷政良、生年月日、昭和19年6月24日生まれ、70歳。

現委員であります茶谷政良氏が平成26年9月27日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見及び広く税務の実情に精通しておりますことから、引き続き羽幌町固定資産評価審査委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせ

ていただきます。

○議長（室田憲作君） これから同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長（室田憲作君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南町16番地の75、氏名、村田菊男、生年月日、昭和25年4月10日生まれ、64歳。

現委員であります村田菊男氏が平成26年12月31日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（室田憲作君） 以上で本日の日程は全部終了いたします。
本日はこれで散会します。

(午後 1時45分)